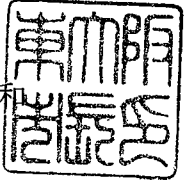


東大阪魅商第434号
令和8年6月19日

大阪府知事 吉 村 洋 文 様

東大阪市長 野 田 義 和



大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和8年2月20日付け商業第1679号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : (仮称) 万代荒本店

所 在 地 : 東大阪市荒本一丁目36番34ほか

2 意見及びその理由

別紙のとおり



標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：(仮称) 万代荒本店

所在地：東大阪市荒本一丁目36番34ほか

2 意見及びその理由

I 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便性の確保のために配慮すべき事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

①駐車場の必要台数の確保

・駐車場の収容台数について

--

②駐車場の位置及び構造等

・駐車場の位置について

--

・駐車場の出入り口の数及び位置について

--

・その他

--

③駐輪場の確保等

・駐輪場の位置について

--

・駐輪場の収容台数について

--

・その他

--

④荷さばき施設の整備等

・荷さばき施設の位置について

--

・荷さばき施設の面積について

--

・その他

--

⑤経路の設定等

- ・来客の自動車に対する案内経路について

- ・その他

- (2) その他（歩行者の通行の利便の確保、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、防災対策への協力等）

Ⅱ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

- (1) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音問題に対応するための対応策について

- ・その他

●令和7年11月18日付けで東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく指定工場等設置許可済み。
公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び東大阪市生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制基準を遵守してください。

(公害対策課)

- (2) 廃棄物に係る事項

- ・廃棄物の保管施設の位置について

- ・廃棄物の保管施設の容量について

- ・その他

●東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づき、ごみ減量推進にかか
る事項を遵守すること (循環社会推進課)

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。 (産業廃棄物対策課)

- (3) その他（街並みづくり等への配慮等）

●東大阪市屋外広告物条例第10条に係る許可申請が必要となる場合は、みどり景観課
と協議の上、屋外広告物許可申請書による申請を行ってください。
大阪府自然環境保全条例第34条に係る届出が必要となります。緑化計画書を提出して
ください。

東大阪市景観計画に定める届出対象行為に該当します（当該店舗については、す
でに届出済み）。 (みどり景観課)

- ・都市計画道路大阪枚岡線に接しています。

- ・東大阪市立地適正化計画の都市機能誘導区域外、居住誘導区域内です。

- ・当該大規模小売店舗については、立地適正化計画に伴う都市計画室への届出
済みです。 (都市計画室)

以上